

第1章 第3次歯科保健計画の基本的な考え

1 これまでの歯科保健計画の取組について

胎内市は平成17年10月に中条町と黒川村が合併し、「胎内市歯科保健推進協議会」が新たに設置されました。協議会において歯科保健事業内容を協議した結果、旧中条町で策定された歯科保健計画を継続して実施することを決め、幼児期のフッ素塗布の拡大、むし歯・歯肉炎予防教室の拡大を主な取り組みとして歯科保健活動を行ってきました。

平成23年に第1次歯科保健計画「^{けんこう}健口たいないワッハッ歯プラン」を策定し、生涯を通じて市民一人ひとりが歯と口の健康を保つことができ、おいしく、楽しく食べられることを目指して、市民の視点で歯と口の健康づくりを推進してきました。この間、幼児や児童・生徒のむし歯数は減少、80歳で20本以上の歯が残っている高齢者の割合が増加するなど着実に取り組み成果が表れてきていますが、一方で歯科保健に対する健康格差が見られることや定期受診並びにセルフケアができていない人の割合が多いなどの課題が見受けられています。乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯科保健対策を今後より一層推進する必要があります。

2 計画策定の趣旨

新潟県は令和元年度の12歳児一人平均むし歯数は0.30本となり、20年連続で全国最少となっています。胎内市においても、子どものむし歯は、少なくなっていますが「乳歯はむし歯になっても生えかわるから放っておいても大丈夫。」との考えを持っている保護者もあり、園や学校健診でむし歯を指摘されても放置し、翌年もむし歯を指摘される子もいます。保護者の意識の違いにより健康格差が広がっており、取り組みが急がれます。

また、平成20年に新潟県では全国初の取り組みとして歯科保健推進条例が制定されています。国においては、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、歯と口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているという考えに基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を進めていくための施策を総合的に推進することと定められています。

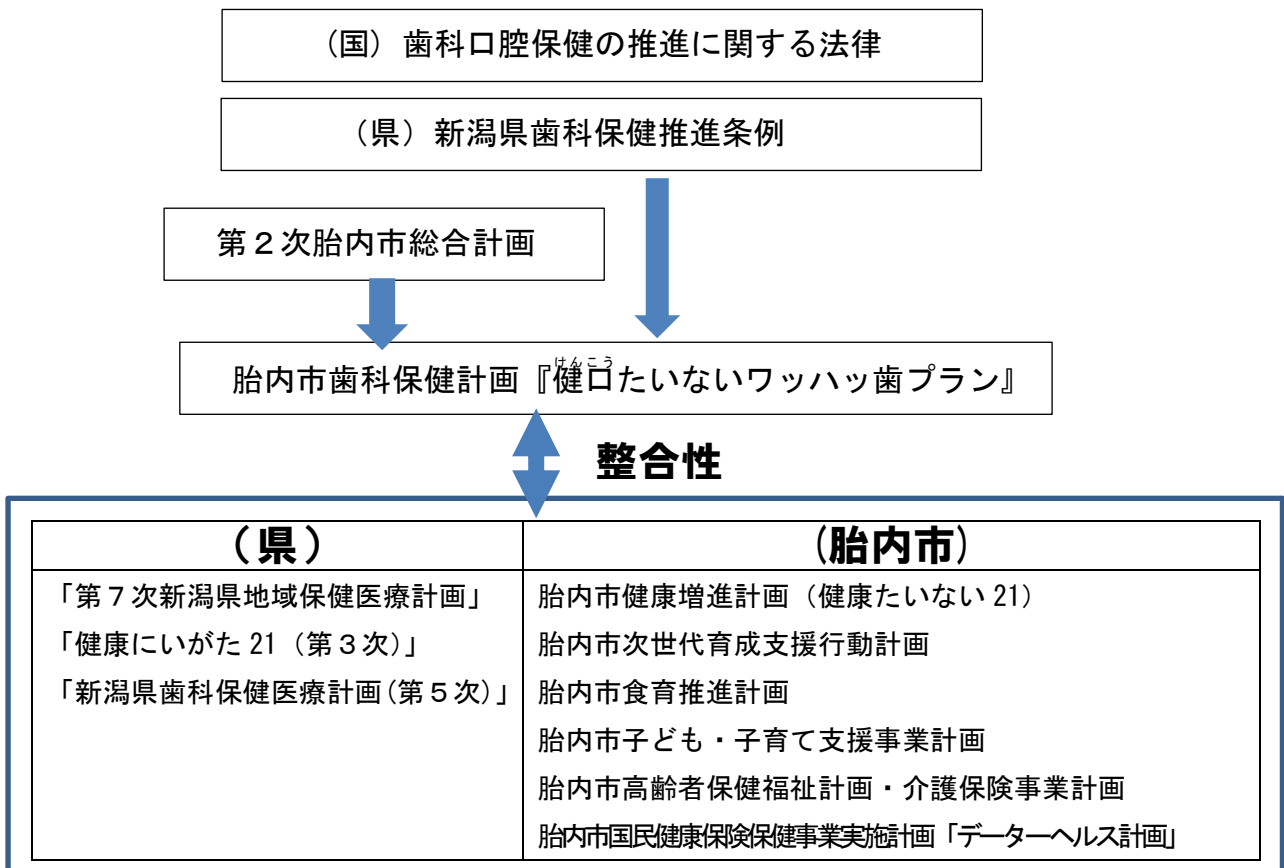
さらに国の「経済財政運営と改革の基本方針」において平成29年度以降、生涯を通じた歯科健診の充実や、国民全体への口腔機能管理の推進、かかりつけ歯科医の普及等について示されており、歯科口腔保健の重要性はますます高まっています。

歯科保健施策も、子どものむし歯予防から成人期から高齢者・要介護者・障がい者に対する歯周疾患対策を含めた生涯にわたっての歯と口腔の健康づくりに視点が広がりました。さらに、糖尿病と歯周病の関係や口腔ケアによる嚥下性肺炎の予防、咀嚼と認知症の関係など口腔の健康と全身の健康との関連が報告されるようになり、介護予防サービスとして口腔機能向上プログラムとして盛り込まれ、8020運動にオーラルフレイル対策等の取組が加えられています。

今回の計画では、現状の評価により、新たに課題と目標を明確にし、市民とともに歯科保健対策を推進し、歯科医師や歯科衛生士をはじめとし保育園、小中学校の養護教諭、介護支援専門員、障がい施設の相談員など多職種、関係機関、関係課等と連携協力し、効果的な取り組みを実施していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は「第2次胎内市総合計画」を上位計画とし、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「新潟県歯科保健推進条例」に基づき策定するものです。



4 計画の性格

この計画は、市民一人ひとりの生涯にわたる歯の健康づくりを実現するために、市民とともに歯科保健を推進するためのものです。

1. 胎内市が推進する施策の方向性を示しています。
2. 関係団体・機関に求められている役割、活動の方向性を示します。
3. 市民において望ましい歯科保健の姿を目標として、目標を達成するために大切な対応策を重点施策としています。

5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とし、毎年度の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

なお、計画の遂行に伴う保健事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国の動向により、変更となる場合があります。

《参考：これまでの胎内市歯科保健計画》

平成23年度～平成27年度 第1次 胎内市歯科保健計画(健口たいないワッハッ歯プラン)
 平成28年度～平成32年度 第2次 胎内市歯科保健計画(健口たいないワッハッ歯プラン)